

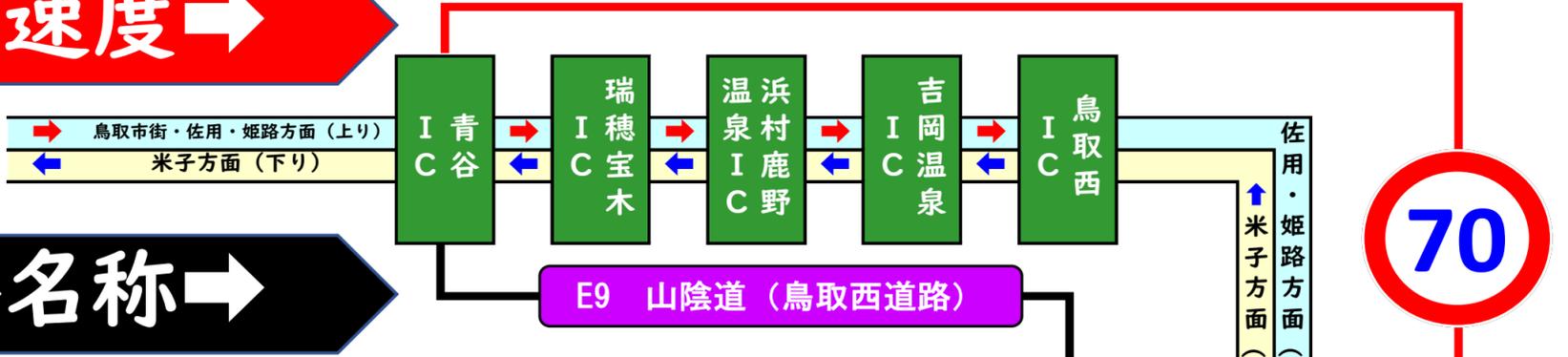
<紹介> 「鳥取自動車道」と「山陰道（鳥取西道路）」の速度制限標識について

◆「鳥取自動車道」と「山陰道（鳥取西道路）」には走行時の速度を示す「速度制限標識」が設置されています。

表示している速度を守り、安全運転をお願いいたします。

⇒⇒⇒ 安全運転をお願いいたします ⇐⇐⇐

最高速度 →



道路名称 →

【豆知識】最高速度

<速度制限標識>

「鳥取自動車道」「山陰道（鳥取西道路）」に有る速度制限標識の数字は「最高速度」を示しています。速度制限標識に「70」と表示されていれば、その道路は70km/hを超えてはいけないということになり、最高速度70km/hとなります。

※正しくは、法廷最高速度。

※鳥取自動車道，山陰道（鳥取西道路）は、本線車道が対面通行で固い構造で中央を分離していないため、最低速度の指定（定めていない）はありません。

70

◆山陰道（鳥取西道路）
（区間）鳥取IC～青谷IC

◆鳥取自動車道
（区間）佐用料金所～西粟倉IC・智頭南IC～鳥取IC

60

◆鳥取自動車道
（区間）西粟倉IC～坂根交差点
駒帰交差点～智頭南IC

50

◆国道373号
（区間）坂根交差点～駒帰交差点
※志戸坂トンネル

<参考>

山陰道（鳥取西道路），鳥取自動車道には最低速度の指定が無い関係ないですが、巡回車両，除雪車両など道路維持作業車等の緊急自動車には、最低速度の指定は適用されません（低速作業を行います）。

★★★ 低速作業のご協力をお願いいたします ★★★

